

さ  
か  
い

---

第2章

---

総合計画等の策定・評価と  
市民満足度調査

## 第1節

# 坂井市まちづくり計画

「坂井市まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律第3条の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保および均衡ある発展を図るための基本的な計画を作成することとなり、合併に関する協議を行う協議会いわゆる「合併協議会」において策定されました。

「坂井市まちづくり計画」は、合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープラン（基本構想、基本方針）となるものであり、本計画の実現を図ることにより、4町の速やかな一体性の確立を促し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すことを目的としています。

本計画は、新市のまちづくりを推進するにあたっての「基本目標」とそれを実現するための「基本施策」、「公共的施設の統合整備」および「財政計画」を中心として構成されており、新市の将来を展望した長期的なものとし、新市の基盤形成を図るために、合併後の平成18年度から27年度までの10年を計画期間としました。

## 第2節

# 坂井市総合計画等 各種基本計画の策定

総合計画は、改正前の地方自治法第2条第4項の規定「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」を根拠に策定する自治体全ての計画の基本となる最上位計画です。

坂井市総合計画は、市の行政運営の指針となるもので、合併時に策定された「坂井市まちづくり計画」や新しいニーズ、課題を踏まえて、平成20年3月に坂井市最初の総合計画として策定されました。

現在は、地方自治法の改正により、策定の法的制約はなくなりましたが、坂井市においては市の最高規範となる「坂井市まちづくり基本条例」において、策定について義務づけしました。

この最上位計画である総合計画により、「坂井市福祉保健総合計画」「坂井市環境基本計画」「坂井市都市計画マスタープラン」「坂井市農村環境計画」「坂井市教育振興基本計画」など各分野において計画を策定してきました。

総合計画の見直しに合わせて各種計画についても見直しを図り、各種施策について一体的に取り組んでいます。

## 第3節

坂井市総合計画  
前期基本計画の施策評価

平成20年度を初年度とする坂井市総合計画では、「輝く未来へ…みんなで創る希望の都市<sup>まち</sup>」を将来像に掲げ、合併後の新市の一体化、そして、子どもたちの夢を育む故郷の実現を目指して様々な施策に着実に取り組んできました。

平成20年度から24年度までの前期5年間においては、市民主体のまちづくりの推進母体となるまちづくり協議会の設立をはじめ、ソフト面では旧町毎の行政サービスの格差解消、ハード面ではえちぜん鉄道駅舎改修や防災行政無線の完備、安全対策の充実等に重点的に取り組んできました。

また、行政評価システムの導入や公共施設マネジメント白書の策定など、様々な分野での行財政改革に取り組みました。

この結果、前期5年間の主要施策については順調に進められ、概ね目標を達成することができました。

主要施策ごとの進捗について以下のとおりです。

まず、「住民とともに育むまちづくり」については、まちづくり協議会が公民館単位で全地区に設立され、それぞれ地域の特色や個性を活かしたまちづくり、地域づくりを目指した活動が行われました。市では市民との協働のまちづくりを推進するため、「市民参画、協働、情報共有」を3原則としたまちづくり基本条例を制定し、また、活動拠点である公民館をコミュニティセンターへ移行する方針を明確化するなど、市民と行政による協働のまちづくり推進のための環境を整備しました。しかしながら、協働に対する市民への浸透度、市民の理解度はまだ十分とはいえない状況でした。

行政評価（施策評価、事務事業評価）の導入および評価結果の公表、人事評価制度の導入、指定管理者制度の本格的実施、公共施設マネジメント白書の策定など、坂井市100の改革を推進し、様々な分野で行財政改革に取り組みました。

次に、「多様な都市活動を支えるまちづくり」については、都市計画マスタープランを策定し、計画的な土地利用の実現を図りました。

北陸新幹線金沢・敦賀間の工事認可や福井港丸岡インター連絡道路など、広域交通網の形成の実現に向けて動き始めたほか、末政・随応寺線など主要な道路の整備を実施しました。

情報ネットワーク社会の形成に向け、地理情報システム（GIS）や電子申請、地域SNSなど情報基盤の整備を進めました。

「地域の活力を創造するまちづくり」については、農業では、認定農業者、集落営農組織経営体の育成・活性化を図り、安心・安全な食づくりや園芸作物のブランド強化、新規就農者の育成に取り組みました。

林業では、自然災害や病虫害により、機能が低下している森林の回復や美しい森林景観の再生を図るため、樹木の植栽、松くい虫被害の拡大の防止対策を行いました。

水産業では、漁港の整備、水産資源の確保およびズワイガニのブランド強化に取り組むなど、経営基盤の強化を図りました。

商業、工業、雇用では、各種支援制度の構築と普及により、経営の安定化と雇用が創出され、坂井市産業フェアを開催し、市内商工業者の技術や品質の高さを県内外へ積極的にアピールしました。

「安全で快適な暮らしを支えるまちづくり」については、誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、防災行政無線、防災備蓄倉庫の整備、自主防災組織の結成支援など、防災体制を整備しました。また、災害時においても健全な都市機能が確保できるよう整備しました。

分かりやすく利用しやすい公共交通を整備するため、コミュニティバスを運行し、交通の空白地帯の解消を図りました。

「美しい自然と共生するまちづくり」については、水辺の環境保全、森と里山の保全、環境モラルの向上と環境教育の推進、省・新エネルギーの推進を定めた環境基本計画を策定し、それぞれの目標達成に向けたプロジェクトを実施しました。

坂井市らしい景観形成に取り組むため、景観づくり基本計画を策定しました。三国湊町の歴史的街なみ、旧城下町の面影の残る丸岡城周辺の街なみなど、地域固有の景観資源の保全と調和した街なみを誘導しました。

「誰もが笑顔で暮らせるまちづくり」については、坂井市福祉保健計画（地域福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者計画、健康増進計画、母子保健計画）を策定し、各分野において福祉の増進を図りました。

公立保育所の民営化を推進し、低年齢児入所定員の拡充を図りました。また、病児・病後児保育施設の増設、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、多子家庭支援のための子育て支援商品券の交付など、各種子育て支援策の充実を図りました。

多様化する高齢者のライフスタイルに対応した社会参加、生きがいづくり、健康づくりを目指し、敬老会の開催、老人クラブへの支援、高齢者慰問などを実施しました。

「生涯を通じて学び・育つまちづくり」については、教育振興基本計画を策定し、各分野において教育の推進を図りました。

学校教育では、市独自で坂井市学力調査を実施し、その結果を調査・研究しました。支援を必要とする気がかりな児童・生徒に対して、学級運営支援員、生活支援員を配置し学習支援体制の充実を図るとともに、学習環境の整備に関して、小・中学校の校舎や体育館の耐震化を年次計画に沿って実施し、合わせて教育用パソコンなどを整備しました。

地域課題を解決していく講演会など、住民の学習ニーズに合った公民館主催講座を実施するとともに、まちづくり協議会や区長会、各種団体と連携を図りながら、地域住民の自主的なサークル活動を支援しました。

歴史、文化、芸術では、文化財の調査・研究を進め、貴重な文化財を指定し、その保護や活用に努めました。市民の文化芸術水準の向上や活性化を図るとともに、文化活動への積極的な参加を推進しました。

スポーツでは、市民参加型スポーツ大会を通じて、スポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、スポーツ推進員によるニュースポーツの普及活動を通じて、誰もが楽しめるスポーツの推進を図りました。

最後に、「地域全体でもてなすまちづくり」については、近年の観光志向は、体験交流や街なみを散策、地域の食や文化とのふれあい、地域の人との出会いを求める傾向にシフトしていることから、ボランティアガイドと連携を図りながら観光客を迎え入れる「おもてなし観光」に力を入れました。

英国ウェールズカーディフ市と中学校生徒を対象に派遣・招聘する交流を行い、また、中国嘉興市と文化・スポーツ教育交流に加えて、産業分野を基軸とした新たな交流について両市長によって確認しました。

宮崎県延岡市と相互にまつり訪問や小学校児童を対象とした交流、災害時における応援協定を締結しました。

## 第4節

# 市民満足度調査

総合計画後期基本計画の策定に先立って、現在の取り組みに対する市民の評価（満足度）と今後の市民の意向（重要度）を把握するため、平成23年11月15日から12月14日までの期間に「市民満足度調査」を実施しました。

その調査結果では、上下水道の整備やゴミの減量化・資源化、健康づくりの推進等の項目で比較的高い満足度となっていますが、商工業の振興や雇用環境の整備、公共交通網の整備・充実等の項目では、不満を示す割合が高くなっています。

また、今後の重要度が高い施策については、行政改革の推進や防災対策、雇用環境の整備等が上位となっています。

## 第5節

# 坂井市総合計画 後期基本計画の策定

総合計画は、市の行政運営の指針として、これまで地方自治法により策定が義務付けられていましたが、平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務が廃止されました。

坂井市では、平成20年度を初年度とする10年間の基本構想を定めています。この基本構想に基づく総合的、かつ計画的な市政運営を継続するため、平成23年12月に「坂井市まちづくり基本条例」を定め、総合計画を策定することを規定しました。

また、平成24年4月には、坂井市議会基本条例を定め、坂井市まちづくり基本条例に基づく坂井市総合計画の基本構想および基本計画の策定を議会の議決事項として明記しました。

坂井市総合計画後期基本計画は、平成20年度を初年度とする基本構想の後期5年間の基本計画

となります。

後期基本計画は、基本構想で定めている8つの施策の大綱を実現するため、新たな課題にも対応できるよう社会情勢の変化や前期基本計画の達成状況などを検証し、施策体系を一部見直して合計39の施策で構成しました。

なお、後期基本計画は、前述の市民満足度調査結果を反映したものとなっています。

## 第6節

# 坂井市の主な計画

### ■ 坂井市地域防災計画（平成19年3月策定・平成27年3月改定）

#### 《計画の目的》

坂井市地域防災計画は、坂井市に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、防災関係機関が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としています。

#### 《計画の概要》

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、坂井市防災会議が作成するものです。国の防災基本計画、福井県地域防災計画と整合性及び関連性があります。

坂井市地域防災計画は、一般対策編、震災対策編、原子力災害対策編、石油類大量流出災害対策編で構成されています。

### ■ 坂井市環境基本計画（平成21年3月策定・平成26年3月改定）

坂井市では環境に関するさまざまな課題に対応するため、平成18年3月に坂井市環境基本条例を制定、平成21年3月には、坂井市環境基本計画を策定し、取組みを進めてきました。

しかし、東日本大震災に伴うエネルギー政策や地球温暖化対策の見直し、県内における里山国際会議の開催による生物多様性への関心の高まり、坂井市総合計画の改定や市民意識の変化など、環境行政をとりまく社会情勢は大きく変化しています。そこで、これらの変化を踏まえ、平成26年3月に本計画を中間点検し、見直しを行いました。

### 《計画の目的》

坂井市環境基本計画を推進し、環境問題を解決するためには、市民、事業者、市（行政）の各主体が連携した取組みが必要です。そのため、それぞれの責務・役割を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって坂井市の環境づくりに取り組んでいくための方向性を定めることを目的とします。

### 《計画の概要》

この計画は、坂井市環境基本条例に基づいて策定するものであり、国及び県の法令や環境基本計画を踏まえるとともに、坂井市総合計画を環境面から推進する役割を担うもので、対象期間を平成21年度から平成30年度までの10年間とし、目標年次の平成30年度における環境像の実現に向けて、各種施策に取り組んでおり、また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟な対応が必要であるため、策定から5年目にあたる平成26年には、施策や目標についてこれまでの成果を総括し、計画の見直しを行いました。

## ■ 坂井市男女共同参画推進計画（平成20年4月策定・平成25年4月改定）

この計画は、家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる分野で男女が協力し合い、性別に関わりなく個性を生かし、能力を発揮することができる社会を目指すためにつくられました。

### 《計画の位置付け》

男女共同参画社会基本法第14条第3項及び坂井市男女共同参画推進条例第9条第1項に規定されている「基本計画」として位置づけられます。

なお、「坂井市男女共同参画推進計画(改定)」の「基本目標3 自立する」「重点目標12 男女が共に安心して暮らせる社会」に関する記載をもって、DV法第2条の3第3項に基づく坂井市における基本計画に位置付けます。

### 《基本理念》

市男女共同参画推進条例で規定された「6つの柱」からなります。

- ・男女の人権の尊重
- ・固定的な性別役割分担意識や制度、慣行の見直し
- ・政策・方針の立案及び決定過程への平等な参画
- ・家庭生活における活動と、職業生活等における活動との両立
- ・性と生殖に関する健康と理解及び、生涯を通じた健康支援
- ・国際的な取組の理解及び協調

### 《重点的取組》

推進計画の中でも、特に積極的に取り組む項目を挙げています。

- ・啓発活動の実施
- ・男女がそれぞれ少ない分野への参画
- ・ワーク・ライフ・バランスの促進
- ・子育てや介護の支援
- ・政策・方針決定過程への女性参画
- ・男女共同参画の活動拠点の充実
- ・実施計画の作成、点検

### 《施策の体系》

【基本目標】→【重点目標】→【施策の方向】というふうに、市の取組が具体化されています。

### 《計画の内容》

【施策の方向】に続く主な取組と事業内容、その担当課が明記されています。

### 《計画の期間》

平成20年（2008年）度から平成29年（2017年）度までの10年間とします。

主な施策については、平成25年（2013年）度から平成29年（2017年）度までの、概ね5年間とします。

## ■ 坂井市福祉保健総合計画（平成21年3月策定・平成26年3月改定）

### 《第1次》

坂井市では、福祉保健分野の計画を総合かつ計画的に推進するために、坂井市福祉保健総合計画を策定いたしました。

この計画は、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者計画、健康増進計画、母子保健計画の5つの計画で構成し、計画期間を平成21年度から平成25年度までの5年間と決めました。

計画の策定に当たりましては、策定委員を公募し、住民意識調査、ワークショップ、パブリックコメントの実施をするなど、広く市民の皆様のご意見をいただきました。

基本理念『みんなで支え合う 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり』を目指して民間・民間事業者等との協働及び各行政機関との連携を図りながら事業を推進します。

### 《第2次》

坂井市では平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間とする「第2次坂井市福祉保健総合計画」を策定いたしました。

この計画は、坂井市の福祉保健施策の推進に関する総合計画であり、「坂井市総合計画後期基本計画」の基本的な考え方、体系、主要事業の目標や実施時期等との整合性を図りながら推進するものであり、市の福祉保健に関わる基本方針をこの計画において示すものであり、具体的には、

地域福祉計画、高齢者福祉計画、障がい者計画、健康さかい21計画を包括して「総合計画」として策定しました。

## 計画書の構成

坂井市福祉保健総合計画は、「総論」・「各論」の2部構成となっています。

- 1) 総論
  - 1 計画策定の趣旨
  - 2 坂井市の福祉保健に関わる動向
  - 3 基本理念
  - 4 福祉保健総合計画の体系
  - 5 各部門計画の基本目標と推進目標
  - 6 第2次計画策定のための視点
- 2) 各論
  - 1 地域福祉計画
  - 2 高齢者福祉計画
  - 3 障がい者計画
  - 4 健康さかい21計画
  - 5 計画の推進に向けて

## ■ 坂井市都市計画マスタープラン（平成20年4月策定）

### 《目的と役割》

都市計画法において位置づけられた市区町村の都市計画に関する基本的な方針となるものです。この基本方針の目的は、住民に最も身近な自治体が、住民の皆さんの意見を反映し、望ましい都市像や地域のあるべき姿の方向性を明確化することで、目標に向かって総合的かつ体系的なまちづくりを進めていくことにあります。

本格的な少子高齢化を迎え、これまでの高度成長期のような都市の急激な成長を期待することが困難な状況です。現在の市街地規模を基本に、都市空間の質を高めていかなければ、都市の持続性そのものに影響を与える恐れがあります。今後のまちづくりをどのように実現していくか市民・事業者・行政の共通の目標となるよう、坂井市の都市づくりの基本的な方針となる「坂井市都市計画マスタープラン」を平成20年4月に策定しました。

- ・実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

今後の都市づくりについて、わかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市全体の将来像や都市づくりの方針、地区ごとの都市計画の方針を明らかにします。

- ・市民、事業者、行政の共通の目標となる

都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政の共通の目標として明らかにすることにより、市民、事業者の都市計画に対する理解が深まり、相互が連携、一体となった都

市・地域づくりが促進されます。

- 個別の都市計画相互の調整を図る

都市計画マスタープランの策定過程において、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ることにより、より一体的な都市づくりを進めることが可能となります。

- 具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

市が主体となって行う都市計画の決定・変更の指針となります。

### 《計画の基本的事項》

長期的な将来を展望しつつ、具体的な計画達成の目標年を平成39年に設定しています。

坂井市都市計画マスタープランは、今後の都市づくりを構想する上で踏まえるべき「都市づくりの課題」、市民等と行政の都市づくりに関する共通の目標である「都市づくりの目標」、土地利用や交通体系、公園緑地、景観など都市づくりに関連する部門ごとの方針を都市全体および4地区ごとに明らかにする「都市づくりの方針」、市民等と行政が連携して都市計画マスタープランの内容を着実に実現化していくための方策を示す「実現の方策」から構成されています。

## ■ 坂井市教育振興基本計画（平成23年3月策定・平成28年3月改定）

### 《計画の趣旨》

#### 坂井市教育振興基本計画の策定について

平成18年3月に、当時の三国町・丸岡町・春江町・坂井町の4町が合併し、坂井市が誕生しました。その後、平成20年3月には坂井市総合計画が策定され、教育分野では「生涯を通じて学び、育つまちづくり」を基本構想とし、色々な施策を掲げ実現に向けて取り組んでおります。

坂井市教育委員会は、平成18年の教育基本法改正と前述の坂井市総合計画の策定を踏まえ、総合計画実現に向けて市が目指す教育行政の在り方を明確にするため、具体的な構想や計画を盛り込んだ「坂井市教育振興基本計画」を策定いたしました。

平成28年3月、坂井市総合計画の最終年度の平成29年度まで延長するために計画の見直しを行いました。引き続き坂井市総合計画にある「地域を育む『人』を育てる」ことを第一として、子どもたちの夢を育む故郷づくりを目指します。

また、幅広い教養や健やかで「豊かな人間性」の育成を図ることを基本とします。

## 坂井市誕生10周年に寄せて

国立大学法人 福井大学 学術研究院工学系部門 教授 川上 洋司

4町合併により誕生した坂井市が10周年を迎えられたこと、そして新市新体制のもとでの関係各位の多大なご尽力に対して、心からのお慶びと敬意を表します。

市町村合併は果実のみをもたらすわけではなく、メリット・デメリット併せ持つものです。特に坂井市の場合、港町、城下町、農住都市そして郊外都市等多様な地域性を内包し、規模的にもほぼ似通った4町による対等合併は、全国的にも特異なタイプに属し、加えて地域構造的にも豊かな実りをもたらす広大な坂井平野を中央に置き、それぞれの旧町中心が周辺に分散的に点在するというのも大きな特徴といえます。それだけに、合併によるスケールメリットを生かした行財政運営の効率化や市民サービスの底上げと公平化に向けての取り組みと、旧4町がこれまで築き磨き上げてきた固有性を尊重しつつ連携による新たな価値を創造するという取り組みとを並行して行うことは、行政と市民ともに多大な努力を要したと拝察致します。新市新体制のもとでのトップダウンによる行財政改革、多種多様な公共施設の統廃合と運営改革等々、そして地域自治区制の採用による地域協議会の活動を中核に据えたボトムアップによるまちづくりの土台づくり等々、新市としての次なる発展に向けての基礎が形成されたことは間違いないと確信いたします。

確実な人口減少等大きな転換期の中であって、地方は地方として自らの責任のもとで自立し、住民一人ひとりが真の豊かさを実感しうる地域・まちづくりが求められています。こうした中で、住みよさランキング全国上位にあることも、坂井市にとっての大きな強みといえます。住みよさを実感し、それを全市民共通の誇りとすることは、まちへの愛着をより強固なものにし、同時に新市の新たなアイデンティティを形成することにも繋がるはずです。

都市圏中心の福井市に近接するという立ち位置、さらには近々に迫っている北陸新幹線開業等々、坂井市自体の発展のみならず広域的な中で果たすべき役割、責務も大きなものがあると思われまます。この10年築き上げてきた新市としての基礎と豊かな多様性をもたらすポテンシャルを踏まえて、今後持続的に発展されることを心からお祈り致します。